



神奈川県

KANAGAWA

返還不要

お申込みは高校入学後!

令和8年度

私立高等学校等

学費支援

NEW! | 令和8年度から対象を拡充しました

所得制限なく
授業料が実質無償化

最大

480,000円

住民税非課税世帯まで
入学金が実質無償化

最大

212,000円

国籍や住所・学校所在地等の要件があります。

1ページ目のフローチャートで対象となる
制度をご確認ください。

制度ごとに申請が必要です。

希望される場合は必ずお手続きください。

授業料補助等の支給方法や時期は
学校により異なりますので
学校に直接お問い合わせください。

年取に関わらず、リーフレットの内容をよく、ご確認ください。

発行/お問合せ

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話:045-210-3793(直通) 受付時間: 平日8:30~12:00、13:00~17:15

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/index.html>

高等学校等
就学支援金

学費補助金

高校生等
奨学給付金



神奈川県 学費支援



県ホームページ

各制度の補助額

point!

年収は目安です。

審査の際は所得区分(住民税に基づく基準額を用いた計算の結果)で判断されます。自身の対象となる制度は、下部のフローチャートをご確認ください。

	所得区分 (確認方法は4ページ参照)	授業料補助(年額)		入学金補助 (入学年度の1回のみ)	補助上限額	
		① 高等学校等就学支援金 【新制度】(国の制度)	② 学費補助金 (県の制度)			
年収目安「モデル世帯」	生活保護世帯 令和8年1月1日 時点で生活保護	457,200円 通信制 337,200円	+ 22,800円 通信制 142,800円	212,000円	授業料 480,000円 入学金 212,000円	
	住民税 非課税世帯 [県民税・市町村民税の 所得割額の合算額]が 0円			100,000円	授業料 480,000円 入学金 100,000円	
	270万円～ 750万円未満			227,100円 未満		授業料 480,000円
	750万円以上			227,100円 以上		授業料 480,000円

※ モデル世帯…両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。
 ※ 補助上限額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

対象制度の確認フローチャート

次の①～⑦のいずれかに該当しますか。

- ① 日本国籍を有する者
- ② 特別永住者
- ③ 永住者
- ④ 日本人の配偶者等
- ⑤ 永住者の配偶者等
- ⑥ 定住者のうち将来永住する意思がある者
- ⑦ 家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思がある者

いいえ

県ホームページ「外国籍等生徒(高等学校等就学支援金【新制度】の対象外となる生徒)の学費支援について」をご確認ください。

神奈川県 学費支援



はい

生徒・保護者等とともに神奈川県在住、かつ生徒は県内の私立高等学校等(通信制の場合、本部校が県内設置)に在学していますか。

はい

いいえ

令和8年4月以降の入学ですか。

① 高等学校等就学支援金【新制度】

はい

いいえ

以下のいずれかに該当しますか。

- 令和8年1月1日時点で生活保護
- 保護者等の「令和8年度の県民税・市町村民税の所得割の合算額」が0円
- 所得区分が227,100円未満(年収の目安:約750万円未満)
※所得区分の確認方法は4ページ目をご確認ください。

いいえ

① 高等学校等就学支援金【新制度】
② 学費補助金(授業料補助)

はい

① 高等学校等就学支援金【新制度】
② 学費補助金(授業料補助・入学金補助)

1

高等学校等就学支援金 [新制度]

対象校種	お申込み
高、中等(後)、専修(高)、特支(高)	4月

私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるよう、授業料を補助する制度です。

- ▶ 私立高等学校等に通う生徒が対象となります。県外の私立高等学校等に通う場合は、学校が設置されている都道府県に申請します。

①高等学校等就学支援金 [新制度]	
授業料補助 (年額)	457,200円 (通信制337,200円)

2

学費補助金

対象校種	お申込み
高、中等(後)、専修(高)	6月頃

県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

- ▶ 生徒・保護者等ともに**県内**在住、かつ**県内**設置(通信制の場合、本部校が県内設置)の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。
- ▶ 入学金補助は保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象となりません。
- ▶ **対象校**は県のホームページをご覧ください。

対象校一覧



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/gakuhihojyo.html>



②学費補助金			
年収の目安	所得区分 令和8年度の「市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額」※	授業料補助 (年額)	入学金補助 (入学年度の1回のみ)
生活保護世帯	令和8年1月1日時点で生活保護	22,800円 (通信制142,800円)	212,000円
住民税 非課税世帯	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円		100,000円
270万円～750万円未満	227,100円未満		対象外
750万円以上	227,100円以上		

※ 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。年収はあくまで目安です。

高等学校等の所在地によって申請できる制度が異なります。

住所	高校等所在地 ※1	①高等学校等就学支援金(国)	②学費補助金(県) ※2
[生徒・保護者等ともに] 県内在住	県内設置	○	○
	県外設置	○	×

※1 通信制の場合は本部校の所在地で判断します。県内の学習等支援施設(サポート校等)に通う場合でも、本部校が県外にある通信制高校に在学している場合は「県外設置」の扱いとなります。

※2 生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。単身赴任により保護者の一方が県外在住(国内に限る)の場合も対象となります。

高校生等奨学給付金

対象校種	お申込み
高、中等(後)、 専修(高)、専攻科	7月以降

神奈川県にお住まいの高校生等の保護者等に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。(県外の私立高等学校等に通う場合も申請できます。)

- ▶ 7月1日時点で私立高等学校等(特別支援学校は除く)に通う生徒がいる、神奈川県在住の世帯が対象です。保護者等が県外に在住の場合は、お住まいの都道府県に申請します。
- ▶ 保護者等が国外在住等により、県民税・市町村民税の所得割額を確認できない場合は対象となりません。
※高等学校専攻科に通う生徒の受給要件については、県へお問い合わせください。
- ▶ 家計急変による経済的理由から、対象の世帯区分相当となる世帯に対する給付もあります。

③ 高校生等奨学給付金			
年収の目安	世帯区分 令和8年度 県民税・市町村民税所得割の合算額※1	支給単価(年額)	
		全日制・ 定時制の学校	通信制の学校
生活保護世帯	令和8年7月1日時点で 生活保護の <u>生業扶助</u> を受けている	52,600円	52,600円
住民税非課税世帯	0円	152,000円	52,100円
270万円～380万円未満 ※2	105,500円未満	50,670円	17,370円
380万円～490万円未満 ※2	182,500円未満	38,000円	13,030円

※1 父母の合計額です。年収はあくまで目安です。

※2 国籍等要件があります。1ページ目のフローチャートの①～⑦のいずれにも該当しない場合は、生活保護世帯又は住民税非課税世帯のみが対象です。

申請の方法

①

高等学校等
就学支援金

高校等に入学後、学校を通じて申請します。

※申請の具体的な方法は、学校を通じてご案内します。

- 「高等学校等就学支援金」や「学費補助金」は、学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料に充当します。学校によっては、いったん授業料を納め、後日返還する場合があります。

②

学費補助金

- 充当の方法や時期は学校により異なりますので、詳細は **学校に直接お問い合わせください。**

③

高校生等
奨学給付金

県内
設置
の学校

- ▶ 申請書は学校が配付。
- ▶ 申請書に記入し、添付書類とともに学校へ提出。

県外
設置
の学校

- ▶ 申請書は申請者自身が県のホームページから取得。(6月下旬以降更新予定)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/syougakukyuuhtml>
- ▶ 申請者自身が添付書類とともに県へ直接郵送。

県ホームページ▶

申請書はこちらから取得してください



※通信制の場合は本母校の所在地で判断します。県内の学習支援施設(サポート校)等に通う場合でも、本母校が県外にある通信制高校に在学している場合は「県外設置」の扱いとなります。



所得区分を確認しなくても申請できます。(令和8年度の税額を基に審査します。)

所得区分の確認方法

マイナンバーカードを お持ちの方

マイナポータル
「おかね【税・所得】」で
次の欄を確認してください。

確認欄

課税所得額(課税標準額) 市町村民税 調整控除額

2 へ

マイナンバーカードを お持ちでない方

課税証明書(市町村で発行)を
ご用意ください。

課税証明書は
調整控除の額を記載する形で申請してください。

1 へ

1 市町村民税の「課税標準額(課税所得額)」と「調整控除の額」を確認します。

1. 課税標準額(課税所得額)の確認方法

課税証明書 記載例1

課税標準額	
総所得	〇〇〇〇〇〇円
上記以外の課税所得金額	〇〇〇〇〇〇円

※総所得以外の欄に金額がある場合は、その金額の合計額を計算に使用します。

課税証明書 記載例2

課税標準額	〇〇〇〇〇〇円
-------	---------

point! 市町村により様式が異なります。課税標準額が摘要欄や欄外に記載されることもあります。

point!

市町村によっては、申出がある場合にのみ記載するところもあるので、「調整控除の額」を記載して発行するように申請してください。摘要欄、備考欄等に記載されることがあります。

参考【特別徴収税額通知書の場合】

※特別徴収税額通知書では「調整控除の額」が確認できません。課税証明書又はマイナポータルで確認してください。

特別徴収税額通知書 記載例

課税標準	
総所得③	〇〇〇〇〇〇円
山林所得	〇〇〇〇〇〇円
分離短期譲渡	〇〇〇〇〇〇円
分離長期譲渡	〇〇〇〇〇〇円
株式等の譲渡	〇〇〇〇〇〇円
上場株式等の配当金	〇〇〇〇〇〇円
先物取引	〇〇〇〇〇〇円

全項目の合計額が「課税標準額」

2 課税標準額、調整控除の額を用いて以下の計算をします。※1

所得区分 =

市町村民税の課税標準額

× 6% -

市町村民税の調整控除の額 ※2

※1 父母それぞれ別に計算し、計算結果を合算します。

※2 政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を乗じます。

※3 入学補助は保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象となりません。

その他の制度

学費支援を必要としている方に対し、貸付けの制度や、高校卒業後、大学等へ進学する方向けの支援制度があります。それぞれ、応募資格や支給額等が異なりますので、詳しくは各お問合せ先に、ご確認ください。

無利子の貸付制度(返還必要)

神奈川県高等学校奨学金

各学校の奨学金担当者、または
神奈川県教育委員会財務課 TEL:045-210-8251

制度内容

学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に奨学金の貸付けを行う制度

貸付対象

- 県内に在住し、県内の高等学校等*に在学する者
*(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部)
- 保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校の高等課程に在学する者

貸付内容(私立)

貸付額

- ▶ 新1年生: 月額1万円、2万円、3万円、4万円、5万円から選択
- ▶ 2年生以上: 月額1万円、2万円、3万円、4万円から選択
(2年生以上で、4万円では学資が不足する場合、月額に1万円の加算をする制度があります。)

貸付方法

- ①7月下旬(4~9月分) ②10月下旬(10~12月分)
- ③1月下旬(1~3月分)に本人が指定した金融機関口座に振込みます。

返還方法

開始: 卒業後6か月経過した後から

返還期間: 貸付期間の4倍以内の期間

猶予: 進学した場合等に申請により返還猶予が可能。

免除: 一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

申込手続

募集案内、願書等の入手方法: 学校で担任の先生などから。
または神奈川県教育委員会のホームページからダウンロード。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

- 連帯保証人が原則2人必要(保護者1人と別生計の者1人)。
※借用証書とともに連帯保証人の印鑑登録証明書を提出。
- 定期採用の募集は4月です。
各学校が定める期限までにお申込みください。
- 年度途中で奨学金の貸付けが必要になった場合は、随時受付を行います。

交通遺児育英会奨学金

公益財団法人 交通遺児育英会
TEL:0120-521286 (フリーダイヤル)
<https://www.kotsuiji.com/>

制度内容

経済的に修学が困難な生徒のための貸付け(一部給付制度あり)

貸付対象

- 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けない場合

母子父子寡婦福祉資金

(修学資金、就学支度資金等) ※一部有利子

市にお住まいの方 ▶ 各市役所(福祉事務所)

町村にお住まいの方 ▶ 県の各保健福祉事務所

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/index.html>

制度内容

扶養している児童や子の修学等に当たって経済的に援助を必要としている方に対し、福祉資金の貸付けを行う制度

貸付対象

- ひとり親家庭等

生活福祉資金(教育支援資金)

※返済期限を過ぎた場合には延滞利息が発生します。

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

TEL:045-534-6082

https://www.knsyk.jp/service/fukushi-shikin/kashitsuke_kyoiku

制度内容

高等学校等への進学や通学に必要な経費を貸付け

貸付対象

- 金融機関や他制度等からの借入が困難な低所得世帯等

高校卒業後、大学等へ進学する方向けの支援制度(返還不要)

高等教育の修学支援新制度

授業料・入学金の免除・減額と、返還を要しない給付型奨学金により、大学、短期大学、高等専門学校(4年・5年)、専門課程を置く専修学校(※)に通う学生を支援する制度
※高等課程、一般課程及び附帯教育は対象外です。

詳細は 文部科学省ホームページを
ご確認ください▶



<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

給付型奨学金についての問合せ先: 独立行政法人日本学生支援機構

TEL: 0570-666-301(ナビダイヤル)

月曜~金曜: 9時00分~20時00分(土日祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

※貸与・給付型奨学金に関する手続きのスケジュール等については在学中の高等学校等または、進学先の大学等の奨学金担当窓口にお問い合わせください。



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。 SDGs 未来都市 神奈川県

Kanagawa committed to SDGs

